

専門職大学院について

文部科学省

専門職大学院の創設

大学における高度専門職業人の養成について

(平成14年8月中等教育審議会答申)

高度専門職業人養成への期待

社会経済の急激な変化と多様化、複雑化、高度化、グローバル化を受け、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待が急速に高まっている。

専門大学院の制度と課題

研究指導担当教員の相当数の配置を求めていること等、従来の大学院の枠内で制度設計がなされており、このような枠組みが様々な分野でその能力が求められる能力に適した高度で専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約となることも指摘されている。

法科大学院の構想

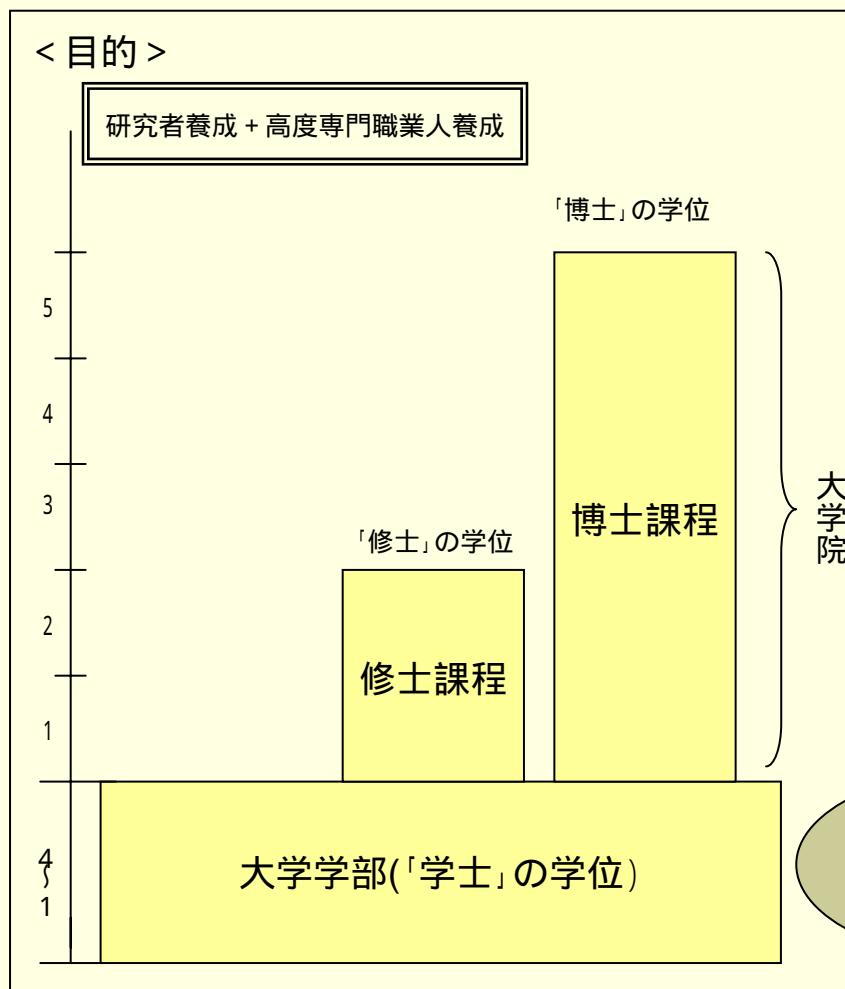
現行の専門大学院制度とは異なる新たな制度を導入することが求められている。

学校教育法の一部改正(平成14年)により高度専門職業人養成に目的と特化した新たな大学院制度である

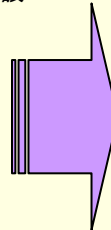
専門職大学院の創設(平成15年)

専門職大学院制度の概要

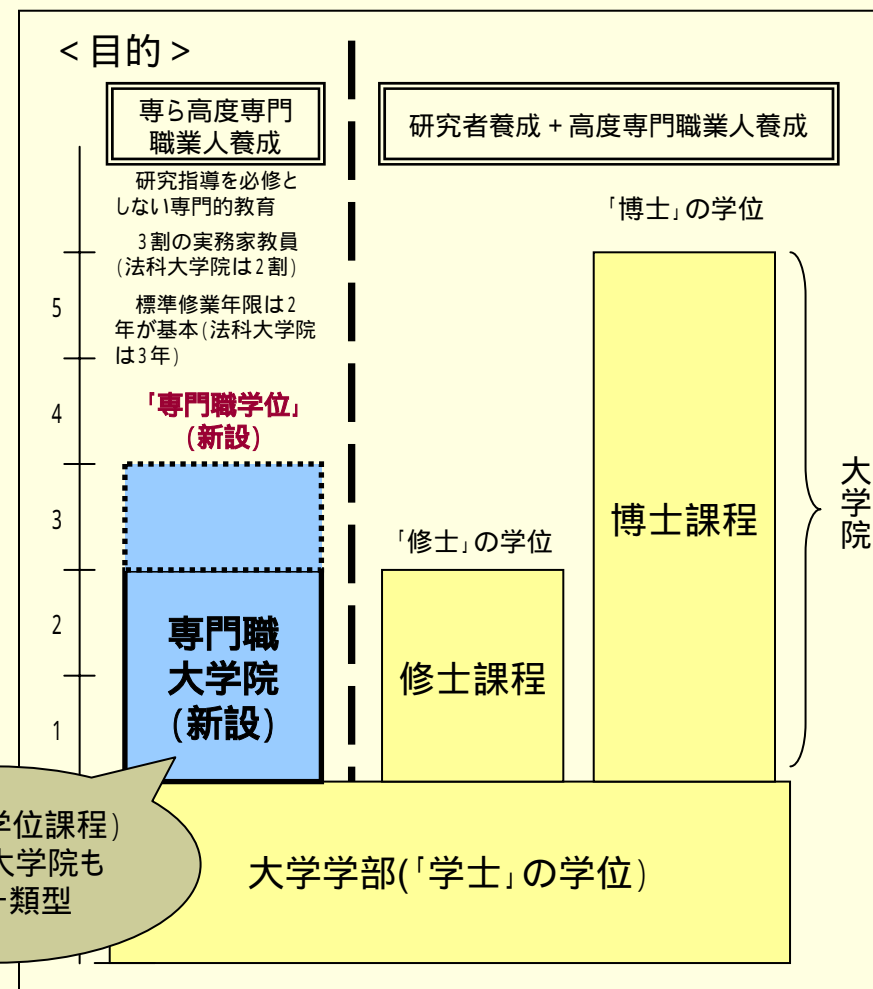
【改正前】



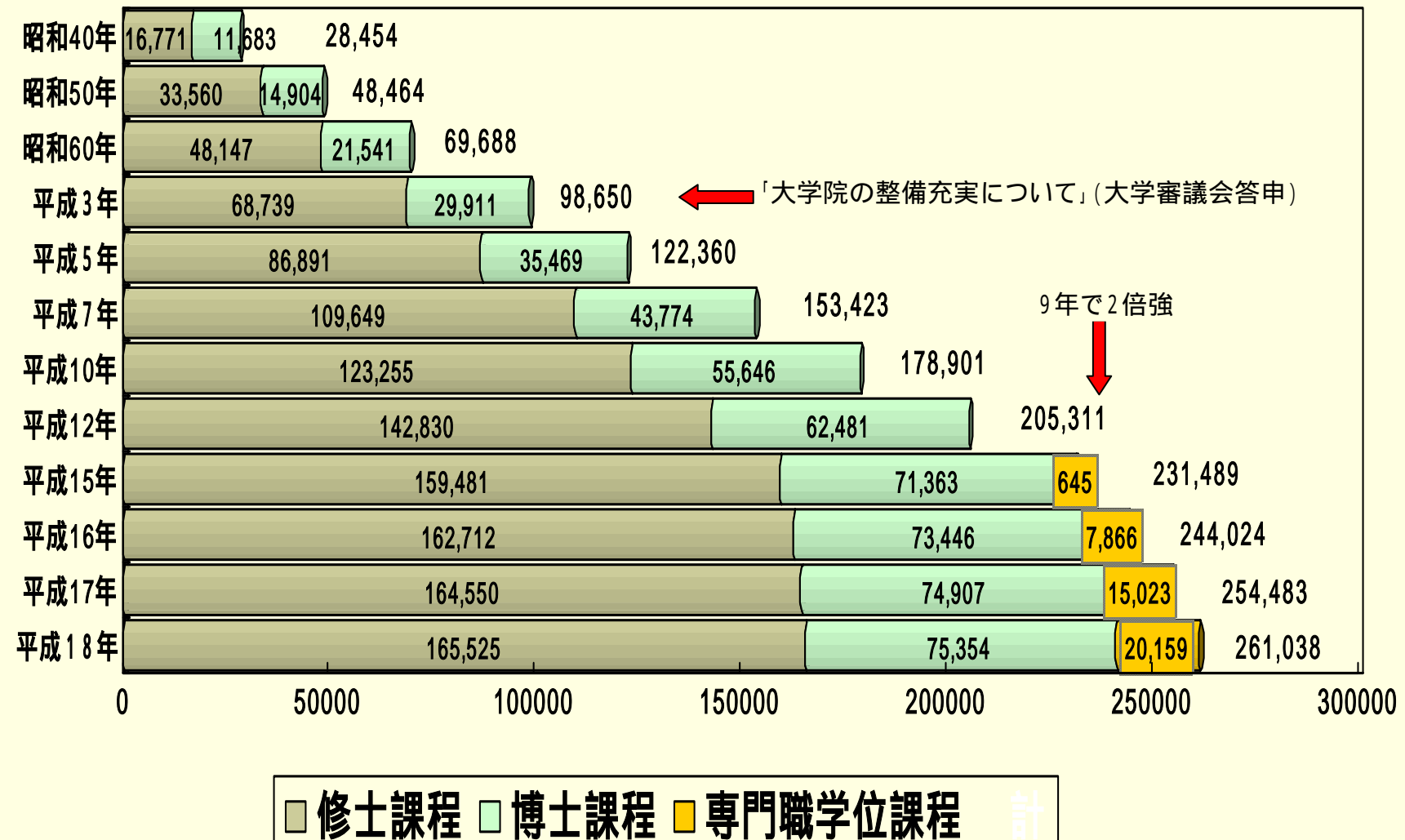
国際的・社会的に活躍する高度専門職業人のニーズが高まっていることから「**専門職大学院制度**」を創設



【改正後】



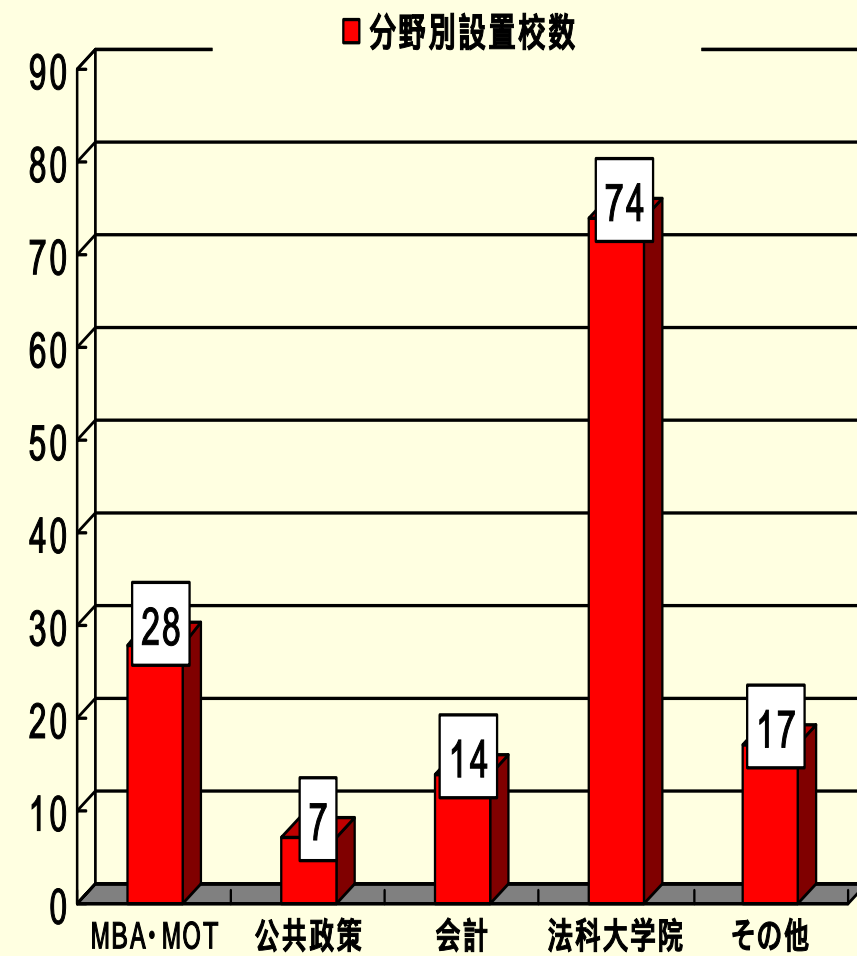
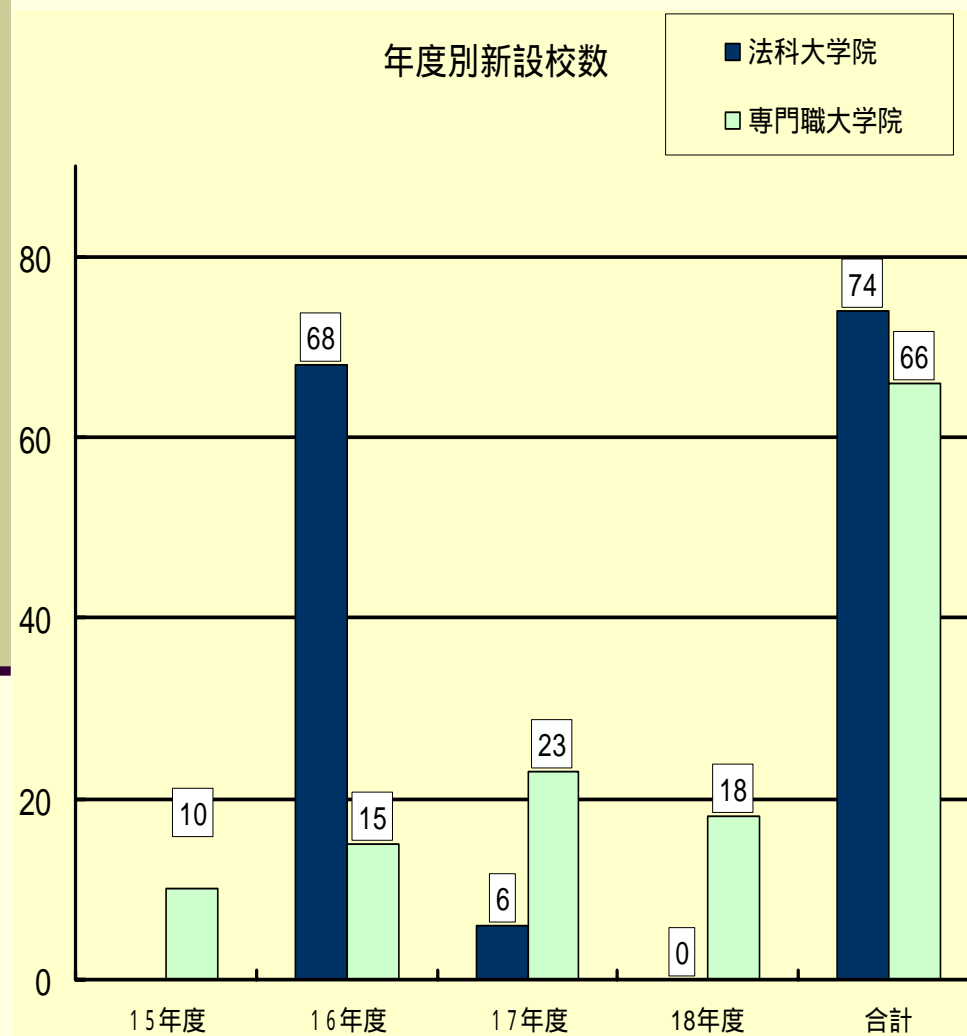
大学院における在学生の推移



専門職大学院の主な特徴

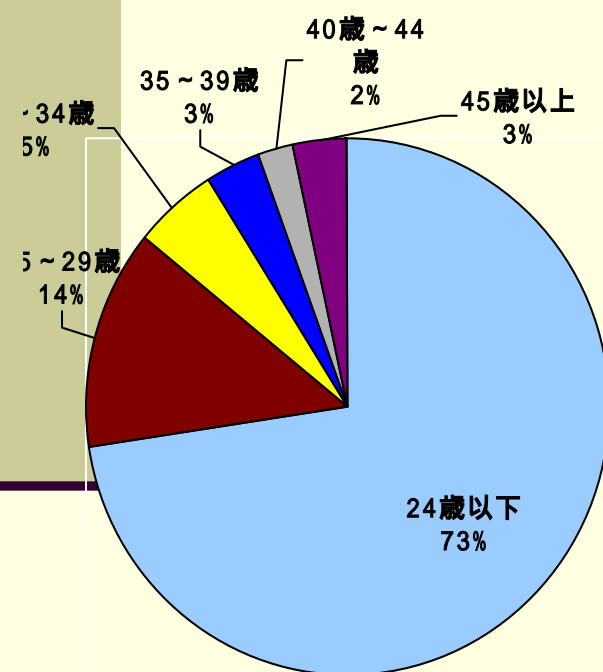
- 目的 高度専門職業人養成に特化
- 修業年限 2年 又は1年以上2年未満で大学が定める
(法科大学院は3年)
- 修了要件 30単位以上(研究指導を必須としない)
(法科大学院は93単位以上)
- 教員組織 必要専任教員中の3割以上は実務家教員
(法科大学院は2割以上)
- 学位 専門職学位「 修士(専門職)」
(法科大学院は「法務博士(専門職)」)
- 認証評価 5年間ごとに認証評価を受けることを義務付け

専門職大学院の設置状況



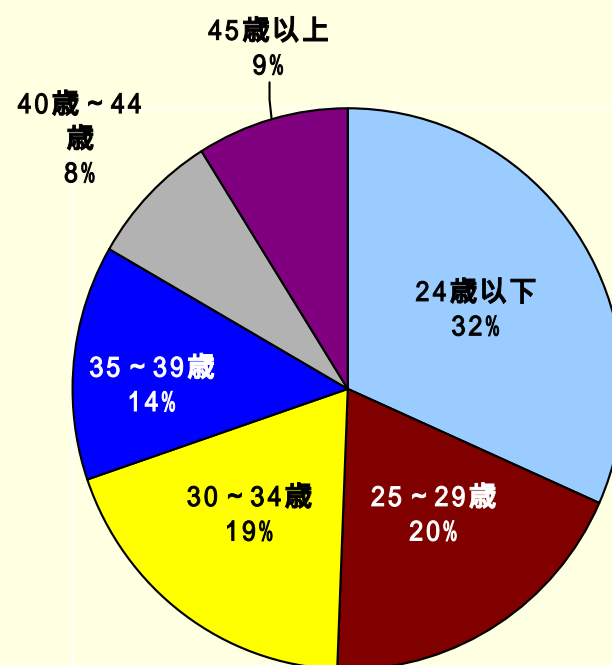
年齢別入学状況 (平成18年度学校基本調査)

修士課程



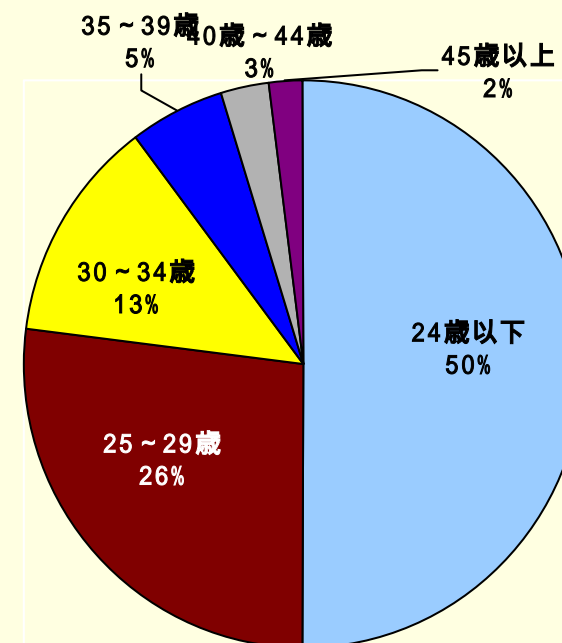
社会人比率 10.5%

専門職学位課程
(法科大学院を除く)



社会人比率 58.9%

法科大学院(未習者のみ)



社会人比率 29.4%

専門職大学院の認証評価

- ・ 専門職大学院は、5年以内ごとに認証評価機関による評価を受けることが義務付けられている。
(根拠規定:学校教育法第六十九条の三第三項ほか)
- ・ 15年度及び16年度の設置校は、制度が施行された16年4月から5年以内(21年3月)に評価を受けることとなる。
(17年度以降の設置校は、設置されてから5年以内)
- ・ **現在(18年4月)のところ法科大学院を除き認証評価機関が設立されていない。**

中央教育審議会答申(抜粋)

我が国の高等教育の将来像(平成17年1月答申)

専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT(技術経営)、公共政策、教員養成等)での創設・拡充等が必要である。

新時代の大学院教育(平成17年9月答申)

各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、……

科学技術基本計画

(平成18年3月28日閣議決定)(抜粋)

知の活用や社会還元を担う多様な人材の育成

我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量とも求められており、知的財産、技術経営教育等に係る大学等の自主的な取組みを促進する。特に我が国の経済・社会を牽引する高度で専門能力を持つ人材を養成する観点から、専門職大学院の教育の質の向上を支援する。

法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム

18年度予算額
1,620百万円

